

独立行政法人国立病院機構  
臨床研究中央倫理審査委員会設置規程

(目的)

第1条 独立行政法人 国立病院機構における臨床研究等を適正に推進するために、「独立行政法人国立病院機構臨床研究等倫理規程」に基づき、国立病院機構本部に有識者から成る独立行政法人国立病院機構臨床研究中央倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規程における各用語の定義は、特に定める場合を除き、「独立行政法人国立病院機構臨床研究等倫理規程」の定めるところによる。

(責務)

第3条 委員長は、理事長から審査を依頼された次の各号について、倫理指針の定めるところにより、審査を行い、必要な意見を理事長に答申する。

- 一 国立病院機構内の小規模病院が研究を行おうとする場合であって、自病院で倫理審査委員会を定期的開催できない場合に、当該病院の長から審査の依頼があった場合
- 二 国立病院機構本部が国及びそれに準じる機関以外のものから委託を受けて行う臨床研究等に関する事
- 三 国立病院機構本部が課題の選定及び研究費の支出を行う臨床研究等に関する事
- 四 その他

(組織)

第4条 委員会は、理事長が指名する者をもって組織する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局を国立病院機構本部総合研究センターに置く。

(開催頻度)

第6条 委員会は、理事長が必要と認めた時に開催する。

(運営等)

第7条 委員会の運営等については独立行政法人国立病院機構臨床研究中央倫理審査委員会手順書にしたがって行う。

(雑則)

第8条 この規程に定める他、この規程の実施にあたって必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。  
この規程は、平成17年11月9日に一部改定した。  
この規程は、平成22年4月1日に一部改定した。